

優良住宅部品認定基準
Certification Standards for Quality Housing Components
密閉式ふろがま
Balanced Flue Type Bath Heaters

BLS BH:2006

２００６年７月２５日公表・施行

財団法人 ベターリビング



平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　次

優良住宅部品認定基準
密閉式ふろがま

優良住宅部品認定基準

密閉式ふろがま

Ⅰ　総則

1．適用範囲

都市ガスまたは液化石油ガスを燃料として、浴室内に設置し浴槽内の水を加熱することを主機能とする密閉式ふろがまに適用する。

2．用語の定義

a)　都市ガス：ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づくガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号）に掲げるガスグループのガスをいう。

b)　液化石油ガス：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく法律施行規制（昭和 43 年通商産業省令第 14 号）に掲げる「液化石油ガスの規格」に適合するガスをいう。

c)　追いだき機能：浴槽内の湯を再加熱する機能をいい、浴槽内の湯を浴槽とふろがまとの間で循環させながら加熱する方式をいう。

d)　給排気方式

1)　ＢＦ式：JIS S 2091:1994（家庭用燃焼機器用語）における自然給排気式のものをいい、ＢＦ式には以下の種類がある。

①　ＢＦ－Ｗ：給排気筒を外気に接する壁に貫通させて屋外に出し、給排気を行う方式をいう。

②　ＢＦ－Ｃ：給排気筒を専用給排気筒（チャンバ）内に接続して、開放廊下に給排気をいう方式をいう。

③　ＢＦ－Ｄ：給排気筒を共用給排気筒（Ｕダクト又はＳＥダクト）内に接続して、給排気を行う方式をいう。

2)　ＢＦ（ＤＰ）式：ＢＦ式のうち給排気筒を立ち上げた自然給排気式をいう。

3)　Ⅰ型：機器の背面又は側面に給排気筒をもつものをいう。

4)　Ⅱ型：ＢＦ（ＤＰ）式で、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもたないものをいう。

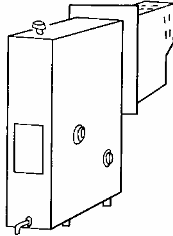
5)　Ⅲ型：ＢＦ（ＤＰ）式で、シャワー及び浴槽への落込み給湯栓をもつものをいう。

e)　取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

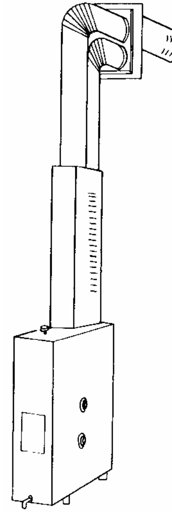
f)　消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。

g)　メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

h)　インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。



参考図１　ＢＦ式



参考図２　ＢＦ（ＤＰ）式

３．構成

a)　構成は表－１による。

表－１　構成

構成部品名＼種　別		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	備　考
機器本体	ケーシング、熱交換器、バーナ、機器内の配管等	●	●	●	
給排気部品	給排気筒、給排気筒ﾄｯﾌﾟ	●	●	●	
排気管防熱カバー		—	●	●	
操作部		●	●	●	
端末機器	循環アダプター 風呂アダプター（追いだき用配管と浴槽との取合い部品）	●	●	●	
	ハンドシャワー及び浴槽用落込み給湯栓	—	—	●	
配管	建物側配管への接続配管（給水・給湯・ガス配管） 強化ガスホース（接続用）	△	△	△	
	追いだき用配管	●	●	●	

注)構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b)　給排気方式は、ＢＦ−Ｗ、ＢＦ−Ｃ、ＢＦ−Ｄとする。　ただし、Ⅱ型、Ⅲ型については、ＢＦ−Ｗとする。

4．材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5．施工の範囲

構成部品の施工は、原則として次による。

a)　機器本体・給排気部品・端末機器の取付

b)　給水・給湯・ガス配管の機器本体への取付

c)　機器本体と浴槽の取付

d)　給排気管の機器本体への取付並びに給排気トップへの接続

6．寸法

a)　機器本体の最大外形寸法は、表−２による。

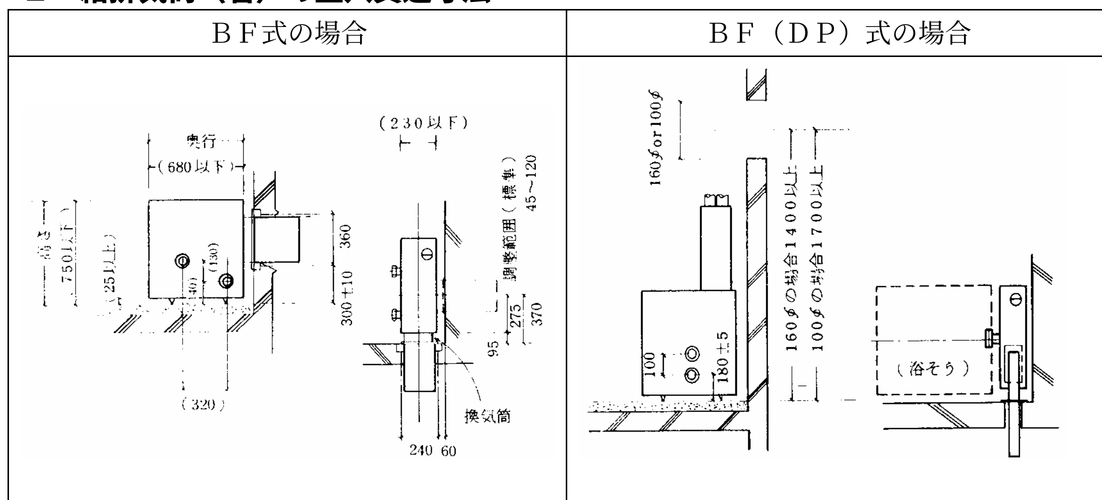
表−２　寸法

		幅(mm)	奥行(mm)	高さ(mm)
本体の最大外形寸法	ＢＦ式（Ｉ型）	230mm以下	680mm以下	750mm以下
	ＢＦ(DP)式（Ⅱ型、Ⅲ型）	170mm以下	650mm以下	＊

＊Ⅱ型、Ⅲ型の高さ寸法は、操作に支障がなく、また、浴槽高さと著しい違いがないこと。

b)　給排気部の壁穴貫通の寸法は、図−１による。

図−１　給排気筒（管）の壁穴貫通寸法



注１）ＢＦ−Ｃにあっては、統一型トップに接続できること。

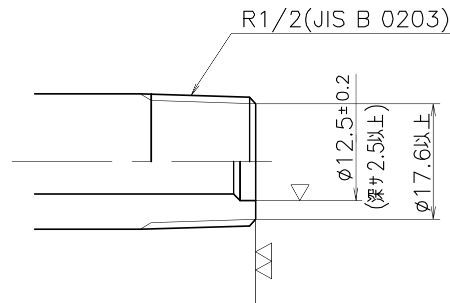
注２）ＢＦ（ＤＰ）式のふろ追いだき循環口は、接続する浴槽の中央部に循環穴がある場合に取り付けが可能なこと。

c) 機器配管接続口径及び配管接続位置については、表－３による。

表－３ 配管接続

区分 配管区分	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
ガ ス	強化ガスホース接続用 １／２ ＴＵ＊		
給 水	－	－	Ｒ１／２（15A）

＊ １／２ ＴＵねじとは下図に示すＲ１／２（15A）ねじをいう。



Ⅱ 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

財団法人日本ガス機器検査協会の JIA C 002-99（ガス温水機器検査規程）の各型式に係る規定によるほか、以下による。

1.1 機能の確保

a) 機器特性

1) 給湯・追いだき機能の能力

給湯・追いだき機能の能力は、表－４による。ただし、ガス種は 13Ａの場合とする。

表－４ 給湯・追いだき機能の能力

種類	機 能	能 力
Ⅰ型	追いだき	インプット 11.6ｋW｛ 10,000 kcal／h｝以上
Ⅱ型		インプット 11.6ｋW｛ 10,000kcal／h｝以上*
Ⅲ型	シャワー及び浴槽への落込み給湯能力	アウトプット 8.7ｋW｛ 7,500 kcal／h｝以上 （浴槽が空の場合とする）
	追いだき	インプット 10.4ｋW｛ 9,000 kcal／h}｝以上

＊Ⅱ型の場合、給排気トップの外径が１００mm 以下のものについては、9.8ｋW｛8,500kcal／h｝以上とする。

2) 熱効率

最大能力時における熱効率は、JIA C 002:1999 の 3.16.1「ふろ部の熱効率試験」を行い、表－５の性能を満たすこと。

表－５　熱効率

項目		性能
ふろ部の熱効率		70%以上
熱効率	給湯専用	77%以上（出湯温度が水温より 40K 高いとき）
	給湯兼用	ふろ熱効率の 70%以上

b) 最低作動水圧［Ⅲ型］

Ⅲ型の最低作動水圧は、ガス設定２次圧の 95%以上に達したとき、著しく高くないこと。

c) 騒音

連続騒音、点火音、消化音は、著しくないこと。

d) 操作性

操作部は、誤操作をしないような表示がされていること。

1.2 機械的な抵抗力・安定性の確保

(1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保)

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状・加工状態

身体に触れる部分は、鋭角部や突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。

b) 安全装置

以下の安全装置を備え、各々で示す性能を満たすこと。

1) 立消え安全装置

① ガス通路が自動的に閉ざされる構造のもの

ガス通路が自動的に閉ざされる構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(1)」の試験を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1.5 分以内、また、自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間が 1.5 分以内であること。

＜試験：JIA C 002:1999 の 3.6.1「立消え安全装置」(1)＞

② 自動的に再点火する構造のもの

自動的に再点火する構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(2)」の試験を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1 分以内、また、再点火時の不点火時の場合の閉弁時間が 1 分以内であること。

＜試験：JIA C 002:1999 の 3.6.1「立消え安全装置」(2)＞

c) 凍結防止装置

給湯機能を有するものは、凍結防止機能を有していること。

d) 水通路部の耐圧

追いだき機能部は十分な耐圧を有していること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

（1.3 耐久性の確保）

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 密閉式ふろがまのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

２．供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1　適切な品質保証の実施

a)　保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b)　無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 熱交換器　３年

2) 1).以外の部分又は機能　２年

運用方針：
　無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法･納まり等の明確化

適切な施工法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

３．情報の提供に係る要求事項

3.1　基本性能に関する情報提供

少なくとも製品に関する次の基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a)　ガス種
b)　ガス消費量
c)　給水･給湯接続配管径
d)　最低作動水圧(給湯機能を有するもの)
e)　質量
f)　熱効率
g)　各種寸法等

3.2　使用に関する情報提供

a)　少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
　1)　誤使用防止のための指示・警告
　2)　事故防止のための指示・警告
　3)　製品の使用方法
　4)　使用者が維持管理するべき内容
　5)　日常の点検方法(一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。)
　6)　故障・異常の確認方法及びその対処方法
　7)　製品に関する問い合わせ先
　8)　消費者相談窓口
b)　無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。
c)　上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a)施工の範囲及び手順

1) 取付け下地の確認

2) 機器本体、給排気部品及び端末機樹の取付け

3) 給水配管、給湯配管及びガス配管の機樹本体への取付け

4) 排気筒及び給排気筒の機樹本体への取付け並びに排気筒トップ及び給排気筒トップへの接続

5) 追いだき用配管の機樹本体への取付け及び循環アダプター又は風呂アダプターへの接続

b) 施工上の留意事項等

1) 取付け下地の確認方法

2) 必要な特殊工具及び留意点

3) 取り合い部分についての標準納まり図

4) 必要な特殊工具及び施工上の留意点

5) 施工上の条件

① 設置形態により必要となる延長管等を含む延長限界(長さ･曲がり)

② 追いだき搬送配管等の標準延長

③ 端末機器に対する必要条件

c) 関連工事の留意事項

1) 取付下地の要件及び施工方法

2) その他関連工事の用件

d) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ. 附則

1．この認定基準（密閉式ふろがま　ＢＬＳ ＢＨ：２００６）は、２００５年7月２５日から施行する。

2．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（密閉式ふろがま　ＢＬＳ ＢＨ：２００５）は廃止する。

3．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。